平成２３年（フ）第１３３５号
東京都羽村市神明台２丁目５番地40井筒様方
債務者　佐伯　理恵
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１１２４号
東京都国立市青柳375番地４―506
債務者　佐々木明男
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月15日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１７１３号
横浜市神奈川区菅田町488番地　西菅田団地１街区６号棟503号室
債務者　小野美奈子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４４号
静岡県袋井市太田574番地の１　エスト・リヴィエール205号室、前住所静岡県袋井市春岡121番地の２
債務者　河田幸一こと　カワタ　クラウジオコウイチ
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４４５号
静岡県袋井市太田574番地の１　エスト・リヴィエール205号室、前住所静岡県袋井市春岡121番地の２
債務者　ロジェロ　カワタ　テレジンニャ　マリア
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５０２号
静岡県浜松市西区和光町645番地の２　グランパラッツォⅠ―102号室
債務者　新村　周平
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月16日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６０９号
岡山市中区海吉1418番地１　メゾン・ノールA205
債務者　田村　秀人
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９号
熊本県阿蘇市内牧760番地５
債務者　園田　浩子
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午前11時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２３年（フ）第１４３９４号
東京都江戸川区東葛西５丁目14―15―103
債務者　中井　和雄
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４４３６号
東京都大田区仲六郷１丁目44―８―203
債務者　工藤　友子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５０４号
東京都日野市旭が丘５丁目５―23
債務者　小林　裕一
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５０５号
東京都八王子市左入町414―１　八王子荘
債務者　高野　大助
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５０６号
東京都府中市紅葉丘１丁目12―２―101
債務者　黒木　章江
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３７号
熊本県山鹿市鹿本町石渕２番地
債務者　山口　麻美
1　決定年月日時　平成23年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月20日午前11時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第１３００号
東京都府中市多磨町２丁目42番地の18アビタシオン２、102
債務者　天野　紀彦
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部